

安堵町国土強靱化地域計画

令和2年6月 策定

令和5年5月 改訂

奈良県安堵町

【 目 次 】

I. 地域の特性	1
II. 国土強靱化地域計画策定にあたって	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画期間	2
III. 基本目標	2
IV. リスクシナリオの設定	2
1. 想定される災害（リスク）	2
2. リスクシナリオの設定	5
V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針	7
VI. 施策ごとの推進方針	8
《別紙》 推進方針の具体的な施策	13

I. 地域の特性

《安堵町の位置と地勢》

○奈良盆地の西北部にあり、隣接する斑鳩町同様、奈良時代からの我が国の歴史のルーツの一つのエリアを形成している。

○奈良市まで直線距離で10km強、大阪市まで30km、京都市まで50kmと関西の大都市の通勤圏の位置にある。

《気候の特性》

○大和川等3本の河川によって形成された沖積地で、ほぼ平坦な地形となっている。

○町域は北側の台地部と南側の低地部に分類され、低地部においては地盤も必ずしも強固ではなく風水害や地震への対策が必要。

《人口の推移、年齢構成等》

○ピークは平成7年の8,941人（国勢調査）で、その後は人口減少が続いており、令和2年で7,225人となっている。

○少子高齢化も急速に進んでおり、令和2年（推計値）の人口構成比は、0～14歳が9.0%、15～64歳が55.6%、65歳以上が35.3%であり、0～14歳はピーク時の約3分の1の600人台に減少する一方、65歳以上人口は過去20年で2倍近くに増加しています。

《産業構造等》

○土地利用的には農地面積の割合が高いが町の産業としては、工業（繊維、鉄鋼、紙パルプ等）が主導となっている。

○規模は小さいが、伝統産業としての“灯芯づくり”は本町の特色有る産業で、寺院の御灯明として今も使われている。

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

1. 計画の位置づけ

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本町地域計画は、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の国土強靱化の指針となるものである。また、安堵町総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針と

なるものである。

2.計画期間

本町地域計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、令和6年度までの5年間とするが、必要に応じて見直すものとする。

Ⅲ.基本目標

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の3つを「基本目標」とした。

Ⅰ 人命を守る

Ⅱ 住民の生活を守る

Ⅲ 迅速な復旧・復興を可能とする

Ⅳ.リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本町のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行った。

リスクシナリオは、まず本町に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本町及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

1.想定される災害（リスク）

住民の生活・本町の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の国土強靱化基本計画、奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

(1).地震

① 内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯）

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査」では、奈良県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に本町の被害の大きいとされている生駒断層帯による地震の特徴は以下のとおりである。

○地震動（揺れ）

- ・ 町内で震度6強の揺れが想定されている

○人的被害

- ・ 死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの
- ・ 負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの

[死者：約69人、負傷者：約104人、死傷者：約173人]

○建物被害

- ・ 建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの

[全壊：約1,474棟、半壊：約656棟、全・半壊計：約2,130棟]

○避難者数（直後）

[避難者数（直後）：約2,443人]

○その他

- ・ 震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い
- ・ このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

② 海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成24年8月及び平成25年3月にまとめられた被害想定は以下のとおり掲載する。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

＜奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月 再計算）＞

	基本ケース （被害が最少の場合）	陸側ケース （被害が最大の場合）
県内市町村における最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※安堵町で想定される最大震度は基本ケースで震度5強、陸側ケースで震度6強とされている。

＜奈良県内における施設等の被害想定（令和元年6月 再計算）＞

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン施設 被害	上水道（断水人口）	約120万人
	下水道（支障人口）	約97万人
	電力（停電軒数）	約88万軒
	固定電話（不通回線数）	約15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約930箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約810箇所
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人
帰宅困難者数		約13万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47集落

(2)水害 ～大和川大水害～

台風10号が紀伊半島の南海上を北上。昭和57年8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨となり、8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160ミリ（観測開始以来2番目）、8月3日155.5ミリ（同3番目）という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、奈良県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

安堵町の海拔高度は30～50m余りで山は無くほぼ平坦で、町の南境界付近を大和川が流れ、西南端の御幸橋付近で、北方向から富雄川が、東北方向から岡崎川が合流している。

合流点付近は、奈良盆地でも最も低い箇所、大和川・富雄川などの主要河川が合流しており、豪雨時などには岡崎川の樋門を閉じるため、内水を機とした洪水の危険性が非常にある。

2. リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた、1から6までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類した。

I 人命を守る

- 1 地震・水害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 住民の生活を守る

- 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生
3	住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊 3-4 食料等の安定供給の停滞
4	ライフラインの確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
5	二次災害の防止	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 5-3 農地等の荒廃による被害拡大
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、大和川大水害や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進する。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- iii 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

Ⅵ.施策ごとの推進方針

リスクシナリオを回避し、最悪の事態を回避するため推進方針は次のとおりとします。
なお、推進方針の具体的な施策は、別紙のとおりとし、記載の事業等については、必要に応じ、適宜、見直していく。

＜リスクシナリオ＞

1 地震・水害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	・住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業等を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。 ・地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。 ・地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。 ・消防関係車両の定期的更新を図る。 ・防災士の計画的な養成の充実を図る。 ・大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。 ・消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。 ・地域における自主防災組織の育成を図り、「自助」「共助」を推進する。
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	・洪水ハザードマップを作成し、周知する。 ・洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。 ・国、県と共に洪水・内水対策を促進する。
1-3 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	・「自らの命は自らが守る」意識を意識の徹底、正しい避難行動を周知する。 ・避難所での良好な生活環境の確保に努める。 ・町内全域放送装置の維持管理に努める。 ・Jアラート等の更新、維持管理に努める。 ・緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。 ・自主防災組織を主体とした訓練を実施する。 （避難行動訓練、避難所運営訓練等） ・デジタル簡易無線機を更新する。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止	・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・物資支援に係る協定の拡充を図る。
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・災害時応援協定の拡充を図る。 ・県と共に県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断	・災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。 ・消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。 ・自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。
2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶	・県と共に県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・長寿命化計画に基づき橋梁の改修を図る。 ・道路啓開計画を策定する。 ・各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。 ・各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。
2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生	・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化を示した「避難所運営マニュアル」の策定し周知する。 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全	・ 職員の危機管理体制の強化を図る。 ・ 職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。 ・ 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。 ・ 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。 ・ 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・ 非常用電源を確保する。
3-2 被災による治安の悪化	・ 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。 ・ 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。 ・ 各自主防災組織が訓練を実施する様に務め、併せて防犯意識も高める。 ・ 県、町が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。
3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊	・ 災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、町道）の整備を進める。 ・ 耐震化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。 ・ 地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。 ・ 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。
3-4 食料等の安定供給の停滞	・ 緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、町道の強靱化と整備を促進する。 ・ 食料等物資提供の協定の締結に努める。 ・ 物資輸送等に係る協定の締結に努める。 ・ ヘリポートの適正な維持管理に努める。

4 ライフラインの確保	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止	・ 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・ 小型発電機を整備し適正に管理する。 ・ 専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。

	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 ・全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。 ・情報伝達手段について、緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。
	4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 ・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、町道）の整備を促進する。 ・石油系燃料やLPGガス等の貯蔵設備を設置し適正に管理する。 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・農業・林業集落施設の耐震化を推進する。 ・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。
	4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 ・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。
	4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 ・上水道施設の耐震化を進める。 ・自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。 ・水道用復旧用資材を備蓄する
	4-6 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。 ・清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。
	4-7 地域交通ネットワークが分断する事態 ・国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化

5 二次被害の防止	
5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響	・風評被害が拡散しないよう町内外に正確な情報を発信する体制を整備する。
5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生	・貯水池やため池の改修や点検に努める。 ・ため池ハザードマップを策定する。
5-3 農地等の荒廃による被害拡大	・農地等が荒廃しないよう、集落機能が維持できるように共同活動等の推進に努める。 ・鳥獣害対策を適正に実施し、畑等が荒廃しないように努める。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。 ・一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。
6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・町に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 ・要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 ・各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 ・防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 ・学校及びこども園等において防災研修や訓練を実施する。 ・自主防災組織、消防団、安寿会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。
6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・県と共に県道の整備を促進する。 ・町道を拡幅するなどの整備を促進する。 ・長寿命化計画に基づき橋梁の改修を図る。 ・交通関係、運送業者との協定の締結を図る。

《別紙》

◆推進方針の具体的な施策◆

推進方針の具体的な施策は、以下のとおりである。

1 地震・水害の対策及び避難対策の確実な実施

発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業及び狭あい道路整備等促進事業等を推進する【町】
 - 木造住宅耐震診断改修支援事業（町内全域）
 - 住宅・建築物安全ストック形成事業（町内全域）
- ・建築基準法非適合ブロック塀の撤去を促進する【町】
 - 住宅・建築物安全ストック形成に関する事業（町内全域）
- ・地域の防災リーダーである防災士を育成する【町】
- ・消防水利（耐震性貯水槽等）の整備を推進する【町】
- ・消防団無償貸付車両制度及び奈良県消防力支援事業を活用し、消防団車両の更新を図る【町】
- ・消防団員の確保を図るとともに、常備消防との連携強化、団員の知識・技術向上を図る【町】
- ・消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団資機材の充実を図る【町】
- ・全消防団員による定期的な訓練を実施する【町】
- ・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動支援要者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る【町】

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

- ・ハザードマップに浸水想定区域等の情報を掲載し、町民に周知する
洪水ハザードマップ更新事業【町】
- ・区長又は自治会長とのホットラインを構築する【町】
- ・県管理河川に設置された危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを適正に管理、運用する【県】
- ・河川はん濫に対する対策を推進する【国、県、町】
 - 大和川中流域強靱化事業【国】

奈良県平成緊急内水対策事業【県】

大和川窪田地区河川防災ステーション整備事業【国、町】

1-3 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

- ・住民一人ひとりが日頃から災害に関する知識を習得し、備えるために、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する【町】
- ・全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、奈良県防災行政ネットワーク並びに町の防災情報伝達機器及び通信機器の定期点検を実施する【県、町】
- ・登録制メール、町ホームページによる情報伝達手段を町民に周知・登録を促進し、緊急速報メール（エリアメール）については、瞬時に対応できるよう構築する【町】
- ・広報車両を用いた広報訓練を定期的に実施する【町】
- ・自治会又は自主防災組織を対象とした住民参加型の防災訓練を実施するとともに、奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業等も活用しながら、自治会等が主催する訓練が実施されるよう支援する【町】
- ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の定期的な更新を行い、同意のあった要支援者の情報を自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防署等と平常時から共有し、支援体制を継続する【町】
- ・浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の策定と施設利用者の安全確保のための体制の整備を促進する【町】
- ・在住外国人の安全・安心を確保するため、観光庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips」等の周知を行い、外国人向けの災害情報の伝達体制を検討する【町】

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

- ・ハザードマップ等を活用し、7日分の非常用食料の自発的な備蓄を促進する【町】
- ・帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光機関及び民間事業者等においては、その施設や事業所内に利用又は従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等緊急物資の備蓄を促進する【町】
- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料、飲料水及び生活必需品等必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水を定期的に更新する【町】
- ・家庭や企業による自主備蓄や町による備蓄物資の不足に備えて、企業等との救援物資供給協定による流通備蓄の拡充を図る【町】

- ・緊急輸送道路の整備を促進する
県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】
- ・緊急輸送道路に接続する国道及び県道の整備を促進するとともに、町道の整備を推進する。
県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】
- ・国道、県道及び町道の耐震化を図る
県道天理斑鳩線（安富橋）【県】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・ハザードマップ等を活用し、7日分の非常用食料の自発的な備蓄を促進する
【町】[再掲]
- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料、飲料水及び生活必需品等必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水を定期的に更新する
【町】[再掲]
- ・自治体、各種団体及び民間事業者等との間で災害時の相互応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、災害対応力の強化を図る【町】
- ・緊急輸送道路の整備を促進する[再掲]
県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】
- ・緊急輸送道路に接続する国道及び県道の整備を促進するとともに、町道の整備を推進する[再掲]
県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】
- ・国道、県道及び町道の耐震化を図る[再掲]
県道天理斑鳩線（安富橋）【県】
- ・指定緊急避難場所へのアクセスルートを確保するための道路整備を推進する
【町】
- ・奈良県防災消防ヘリコプター場外離着陸場の適切な維持管理を行う【町】
- ・奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握について協力する【町】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断

- ・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動支援要者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る【町】[再掲]
- ・消防団員安全装備品整備等助成事業等を活用し、消防団資器材の充実を図る
【町】[再掲]

- ・全消防団員による定期的な訓練を実施する【町】〔再掲〕
- ・防災訓練等への警察・消防等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する【町】
- ・緊急輸送道路の整備を促進する〔再掲〕
県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- ・緊急輸送道路の整備を促進する〔再掲〕
県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】
- ・緊急車両等の通行を容易にし、救助・救急及び医療活動ルートとなる道路整備を推進する
県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】
- ・奈良県防災消防ヘリコプター場外離着陸場の適切な維持管理を行う
【町】〔再掲〕
- ・奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握について協力する【町】〔再掲〕
- ・協定を締結した医師会、歯科医師会、薬剤師会と防災訓練・図上訓練等を通じて、継続的な連携協力体制を構築する【町】
- ・医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、初期医療体制及び後方医療体制等の整備充実を図る【町】
- ・医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会・薬剤師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備を図る【町】
- ・医療救護活動に従事する医師等、又は医薬品・医療器具が不足する場合に備え、県日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備を図る【町】

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- ・避難所運営の指針となる「避難所運営マニュアル」に基づき、平常時から衛生・防疫体制を整える【町】
- ・マンホールトイレや簡易トイレ等の計画的な備蓄を実施するとともに、民間事業者等と仮設トイレ等の設置運搬に係る協定締結を促進する【町】
- ・避難所のトイレについて改修を行う（安堵小学校）【町】
- ・災害発生時に地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や消防団の充実・強化を図り、危険箇所や避難行動支援要請者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る
【町】〔再掲〕

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。

3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- ・職員を対象とした図上訓練や参集訓練を継続的に実施し、訓練内容を踏まえて各種計画の見直しを図る【町】
- ・新規採用職員を対象とする防災研修を実施するなど、若手職員に対して、平常時から危機管理意識の周知を図る【町】
- ・災害時に強い基盤構築のための自治体クラウドの整備を図る【町】
- ・緊急時証明発行システムの整備を図る【町】
- ・非常用発電機の整備を図る【町】

3-2 被災による治安の悪化

- ・防災訓練等へ警察・消防等の防災関係機関に参加協力を促進するなど、「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化する【町】[再掲]
- ・各地域の「支えあい活動」が活発となるよう関係団体を支援する【町】
- ・犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯灯ＬＥＤ化事業や防犯カメラ設置事業を通じて犯罪の未然防止を図る【町】
- ・防犯協議会をはじめとした関係機関・団体と連携した取組みを行い、平常時から防犯意識の高揚を図る【町】
- ・防災訓練や研修の情報を自主防災組織へ通知し、地域の防災リーダーの育成に繋げる【町】
- ・奈良県自主防犯・防災リーダー研修（防災士養成講座）を積極的に活用し、地域の防災リーダーを育成する【町】

3-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊

- ・事業所に対して、商工会と連携し事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう周知を図る【町】
- ・主要幹線道路の整備を促進するとともに、企業へのアクセスルートとなる道路の整備を推進する
県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】

3-4 食料等の安定供給の停滞

- ・計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料、飲料水及び生活必需品等必要となる物資を確保するとともに、備蓄食料や水を定期的に更新する
【町】[再掲]
- ・自治体、各種団体及び民間事業者等との間で災害時の相互応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、災害対応力

の強化を図る【町】〔再掲〕

- ・奈良県防災消防ヘリコプター場外離着陸場の適切な維持管理を行う

【町】〔再掲〕

- ・奈良県が実施している孤立可能性集落対策としての災害活動用緊急ヘリポートの把握について協力する【町】〔再掲〕

- ・緊急輸送道路の整備を促進する〔再掲〕

県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】

- ・緊急輸送道路に接続する国道及び県道の整備を促進するとともに、町道の整備を推進する〔再掲〕

県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】

- ・国道、県道及び町道の耐震化を図る〔再掲〕

県道天理斑鳩線（安富橋）【県】

- ・被災者が当面の生活に必要な食糧及び生活必需品等を確保するため、備蓄倉庫を整備し、必要物資を備蓄する【町】

4 ライフラインの確保

災害発生直後から電気・ガス・水道・交通・通信等ライフラインが確保できるよう備える。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

- ・奈良県防災行政通信ネットワーク及び町の防災情報伝達機器の維持管理を行い、専用通信回線遮断時の情報伝達手段の確保を行う【町】
- ・非常用発電機の整備を図る【町】〔再掲〕

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- ・全国瞬時警報システム（Ｊアラート）及び町の防災情報伝達機器の維持管理を行い、発災時の町民への情報伝達に活用する【町】
- ・避難所における公衆無線ＬＡＮ環境の整備を行う【町】

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- ・事業所に対して、商工会と連携し事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう周知を図る【町】〔再掲〕
- ・緊急輸送道路の整備を促進する〔再掲〕
県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】
- ・緊急輸送道路に接続する国道及び県道の整備を促進するとともに、町道の整備を推進する〔再掲〕

県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】

- ・国道、県道及び町道の耐震化を図る〔再掲〕

県道天理斑鳩線（安富橋）【県】

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・L Pガスサプライチェーンの機能の停止

- ・奈良県と奈良県L Pガス協会との「災害時におけるL Pガスの優先供給に関する協定」の対象となる拠点避難施設の把握に協力し、災害時のL Pガス等の供給継続を図る【町】

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・耐用年数を過ぎた老朽管路の更新

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・施設の点検及び清掃を実施する。

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

- ・道路管理者、警察及び交通事業者との災害時の連絡体制を整備する【町】
- ・主要幹線道路の整備を促進するとともに、路線バスルートである道路の整備を推進する

県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】

5 二次災害の防止

制御不能な二次災害を発生しないよう備える。

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

- ・緊急速報メール（エリアメール）、登録制メール及び町ホームページによる情報伝達、また、必要に応じて広報車両による広報や消防団による広報を活用し、町からの適正な情報伝達を行う【町】

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

- ・農業用ため池の点検・調査及びハザードマップを策定する【町】

ため池防災対策調査計画事業（11箇所）

ため池ハザードマップ策定（11箇所）

- ・農業用ため池の改修を行う【町】
- ・ため池管理者に対して、点検・改修の技術指導等を行うとともに、災害予防措置の実施に関する防災思想の徹底を図る【町】
- ・河川はん濫に対する対策を推進する【国、県、町】〔再掲〕

大和川中流域強靱化事業【国】

奈良県平成緊急内水対策事業【県】

大和川窪田地区河川防災ステーション整備事業【国、町】

5-3 農地等の荒廃による被害拡大

- ・過疎化・高齢化等による農村地域の集落機能の低下により、地域の共同活動等に支えられている農地が持つ多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、多面的機能支払交付金等を活用した地域の共同活動を行う【町】
- ・橋梁点検を5年に1回実施する【町】
- ・農業水利施設における機能保全を実施する【町】

農業水利施設整備・診断事業（九十六石井堰地区）

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・発生した災害廃棄物及びし尿は、自区内の処理を基本とするが、施設の被災状況や廃棄物量を勘案し、相互支援協定に基づき県に支援を要請し広域処理を行う【町】
- ・災害の規模に応じ、県に応援要請し、民間団体等の支援を求める【町】
- ・家屋の損壊数等の被害状況や浸水域の面積等から災害廃棄物等の発生状況を推計し、他市町村と事前に連携調整を行う【町】

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・自治会又は自主防災組織を対象とした住民参加型の防災訓練を実施するとともに、奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業等も活用しながら、自治会等が主催する訓練が実施されるよう支援する【町】〔再掲〕
- ・奈良県自主防犯・防災リーダー研修（防災士養成講座）を積極的に活用し、地域の防災リーダーを育成する【町】〔再掲〕
- ・住民の自治会活動への参加を推進し活動を活発化するため、自治会等への加入促進を行う【町】

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・緊急輸送道路の整備を促進する〔再掲〕
県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】
- ・緊急輸送道路に接続する国道及び県道の整備を促進するとともに、町道の整備を推進する〔再掲〕

県道大和郡山広陵線（東安堵工区）【県】

- ・ 国道、県道及び町道の耐震化を図る〔再掲〕

県道天理斑鳩線（安富橋）【県】

- ・ 橋梁の長寿命化改修を推進する

町道の橋梁点検（全 7 1 橋）【町】

町道の橋梁修繕（全 7 1 橋）【町】

- ・ 排水機能維持のため道路施設の舗装修繕を推進する

町道の舗装修繕（安堵王寺線 他 1 路線）【町】

- ・ 道路機能維持のため道路施設の維持管理を促進する

町道の橋梁点検（全 7 1 橋）〔再掲〕【町】

- ・ 各種防災事業の円滑化や被災後の復旧・復興の迅速化を図るため、地積調査事業（国土調査）を実施する（県下実施地区）【町】